

大阪市告示第6号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第28条第3項の規定により、事後調査報告書の提出を受けたので、同条第4項の規定により、次のとおり公告し、その写しを公告の日から1月間縦覧に供する。

令和8年1月6日

大阪市長 横山英幸

1 事後調査報告書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 株式会社大阪港トランスポートシステム（OTS）

代表取締役 美濃出 宏人

大阪市住之江区南港東四丁目10番108号

イ 大阪市

大阪港港湾管理者（代表者 大阪市長）横山 英幸

大阪市北区中之島一丁目3番20号

(2) 対象事業の名称

北港テクノポート線建設事業

(3) 対象事業を実施した区域

大阪市此花区北港2丁目を起点に住之江区南港北1丁目に至る路線のうち、

夢洲地区

2 事後調査報告書の写しの縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市環境局環境管理部

大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T CビルO's棟南館5階

(2) 縦覧期間

令和8年1月6日（火）から同年2月5日（木）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

(4) インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html>)

(環境局環境管理部環境管理課)